



市川レポート

日本企業向け資金繰り支援策～問題点の整理と今後の課題

- 中小企業などは政府系だけでなく民間金融機関からも実質無利子・無担保の融資を受けられる。
- 持続化給付金は10万円未満の額も給付、雇用調整助成金は新制度で補完など、改善が進む。
- 全企業規模で、資本注入による支援策も検討、ここからは政策実行のスピード感が極めて重要に。

中小企業などは政府系だけでなく民間金融機関からも実質無利子・無担保の融資を受けられる

現時点で、日本政府による企業向けの資金繰り支援策は、ほぼ出そろったように思われます。主な政策として、①政府系金融機関による実質無利子・無担保融資、②民間金融機関による実質無利子・無担保融資、③持続化給付金、④雇用調整助成金、⑤全企業規模に向けた資本支援、が挙げられます（図表1）。そこで、今回のレポートでは、それぞれの政策について問題点を整理し、今後の課題を考えます。

①は、日本政策金融公庫と商工組合中央金庫による、中小企業や個人事業主向けの融資です。「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用により、当初3年間は実質的に無利子となります。ただ、企業が支援を求めて殺到したため、窓口を民間金融機関にも広げるために新設されたのが②の制度です。企業は日頃から取引のある銀行や信用金庫、信用組合に、①と同じ仕組みの融資を申し込むことができます。

【図表1：日本政府による企業向けの主な資金繰り支援策】

主な政策	内容
①政府系金融機関による実質無利子・無担保融資	日本政策金融公庫と商工組合中央金庫による、中小企業や個人事業主向けの融資。「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用により、当初3年間は実質無利子。
②民間金融機関による実質無利子・無担保融資	民間金融機関（銀行や信用金庫など）でも①と同じ仕組みの融資を申し込むことが可能。
③持続化給付金	感染症の拡大により、営業自粛などで大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続・再起を目的に給付する制度。
④雇用調整助成金	景気悪化などで、企業が雇用調整（休業、教育訓練、出向）した場合、企業が従業員に支払う休業手当の一部を、国が助成する制度。
⑤全企業規模に向けた資本支援	大企業向けには日本政策投資銀行などの劣後ローンなどで支援。中堅企業向けには地域経済活性化支援機構を活用。中小企業向けには官民ファンドを新設。

(出所) 各種資料を基に三井住友DSアセットマネジメント作成



持続化給付金は10万円未満の額も給付、雇用調整助成金は新制度で補完など、改善が進む

③の持続化給付金は、感染症の拡大により、営業自粛などで大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続・再起を目的に給付するものです。給付額の上限は、中小企業の場合が200万円、個人事業主の場合は100万円です。4月30日に成立した2020年度の補正予算では、約2兆3,000億円が計上されました。また、給付額は当初、10万円未満は切り捨てでしたが、5月8日に10万円未満の金額も給付するとの方針転換が発表されています。

④の雇用調整助成金は、景気悪化などで、企業が雇用調整（休業、教育訓練、出向）した場合、企業が従業員に支払う休業手当の一部を、国が助成する制度です。ただ、雇用調整助成金は申請にあたり、法定書類の準備などが必要で、申請してから支給までの手続きに数カ月を要することなどから、利用が広がっていませんでした。そのため、政府は5月13日、雇用保険の特例制度を設け、休業者本人に直接給付する方針を固めました。

全企業規模で、資本注入による支援策も検討、ここからは政策実行のスピード感が極めて重要に

なお、日銀も、銀行を通じた企業の資金繰り支援に乗り出しています。3月に感染症拡大を受けた金融支援特別オペを新設し、4月には対象金融機関に信用組合などを含め、対象担保に企業債務だけでなく家計債務を加えるなど、制度を拡充しました。また、実質無利子・無担保融資などを実行した金融機関に対し、期間1年以内の資金をゼロ金利で融通する、30兆円規模の新たな資金供給手段の導入を、先週末に発表しました。

このように、①から④は、融資や一時金給付にかかわる制度ですが、⑤の資本支援は、資本注入による企業救済制度です。大企業、中堅企業、中小企業、それぞれについて制度設計が行われ、全企業規模の救済措置となる見通しです。企業向けの資金繰り支援は全体として、ここから先、1日でも早く企業の手元に資金が届くよう、政策実行の「スピード感」が極めて重要となります。

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものであり、投資勧誘を目的として作成されたもの又は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料の内容に関する一切の権利は当社にあります。本資料を投資の目的に使用したり、承認なく複製又は第三者への開示等を行うことを厳に禁じます。■当資料の内容は、当社が行う投資信託および投資顧問契約における運用指図、投資判断とは異なることがありますので、ご了解下さい。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会